

認定電気通信事業者の行う中継施設等の事業計画について

添付書類一覧表

- ・市街化区域の場合、2部提出
- ・市街化調整区域の場合、3部提出

	必 要 書 類	備 考
1	事業計画書	市街化区域と市街化調整区域で様式（宛先）が異なるため注意。
2	案内図	1/2,500の縮尺図が望ましい。
3	平面図	
4	立面図	
5	求積図	農地の一部を利用する場合。
6	土地登記簿謄本	写し可。3ヶ月以内に発行のもの。
7	公図	写し可。土地のどこに位置するか記入すること。
8	電気通信事業法認定書	写し可。
9	委任状	代理申請の場合。
10	現況写真	東西南北の境界が分かるよう複数方向から撮影のこと。
11	耕作者の同意書	申請地に利用権が設定されている場合。 ※任意様式で押印不要。 ※事業計画書に耕作者名及び同意が取れている旨を追記すれば省略可。
12	その他参考となるもの	

受付日 随 時

※ 手続きが完了するまでには、4週間程度かかります。

※ 農業振興地域内農用地区域に施設を設置する場合は、別途手続きが必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

問合せ 豊田市農業委員会事務局

TEL：0565-34-6639